

## 平成30年に筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害分析結果（確定版）

筑西労働基準監督署 安全衛生課

- ① 平成30年における管内の休業4日以上之死傷災害は、338件の発生となり、前年同期に比べ54件（19%）の増加となった。
- ② 死亡災害は、ゴルフ場における転倒災害（1月）、建設業における転倒災害（7月）、採石業における爆発災害（8月）及び金属製品製造業における火傷（12月）が発生した。
- ③ 主な業種における発生状況としては、製造業では42件の増加となり、このうち、金属製品製造業においては20件の増加、食料品製造業においては7件の増加及び窯業土石製品製造業では8件の増加となった。建設業では8件の減少で、道路貨物運送業では横ばい。
- ④ 主な事故の型別では、墜落・転落災害が全体の20%を占め、次いで挟まれ巻き込まれ災害が15%及び転倒災害が12%を占めた。なお、製造業では、稼働中の機械設備を起因とする挟まれ巻き込まれ災害が3割を占め、道路貨物運送業では荷役作業中におけるトラック荷台からの墜落・転落災害が約半数を占めた。
- ⑤ 交通労働災害については全業種で19件の発生で、このうち、特に多発した業種としては、新聞販売業で7件の発生となった。
- ⑥ 事業場規模別の発生割合では、全業種においては労働者数10人以上50人未満の事業場で半数を占め、製造業では同規模で半数、建設業では30人未満規模で97%及び道路貨物運送業では30人未満規模で55%を占めた。
- ⑦ 年齢別では、50歳以上の中高年齢者の労働災害が全業種の45%を占め、なお、転倒災害では、76%が50歳以上の労働者において発生した。
- ⑧ 外国人技能実習生が被災する災害は全業種で6件発生し、このうち4件が農業において発生した。なお、農業における災害件数のうち、約7割が外国人技能実習生による災害。
- ⑨ 分析結果の総括として、特に増加が著しい業種としては主に製造業であり、全体的に著しく増加している状況にはない。このため、今後は製造業、特に食料品製造業及び金属製品製造業等を重点に指導を強化する必要があるほか、道路貨物運送業において、荷役作業中におけるトラック荷台からの墜落・転落災害が半数を占めたことから、引き続き共同宣言連絡会議を有効に活用し、荷主に対し協力を要請する等、実効ある取組が求められる。このほか、1年間に2件以上の労働災害を発生させた事業場が37事業場あり、このうち、最多は5件の労働災害を発生させた事業場が2事業場あることから、災害多発事業場に対する集中的な指導が必要な状況にある。また、労働者数10人以上50人未満の事業場が半数を占めたことから、安全衛生推進者等の適切な選任及び職務の徹底について指導を強化するほか、現場で指揮・監督する立場にある者に対する職長安全衛生教育の適切な実施若しくは再教育について、併せて指導を強化する必要がある。建設業においては、作業床の端、開口部若しくはスレートの踏抜き等に対する墜落防止措置の徹底のほか、墜落静止用器具の周知及び建災防との合同パトロールを引き続き実施する。転倒災害防止については、業種を問わず「STOP!転倒災害防止プロジェクト茨城」の推進を継続強化する必要がある。外国人技能実習生による災害は件数としては少ないものの、今後増加が懸念され、特に農業においては増加するおそれもあることから、指導を積極的に実施する等、実効ある取組が求められる。